

介保第400号
令和3年3月18日

指定又は許可を受けている事業所又は施設の全てが
奈良市内にのみ所在する事業者の代表者 殿

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公印省略)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等の届出先
の変更について（通知）

日頃より、本県の介護保険行政の円滑な実施にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険法に基づき介護サービス事業者が整備する業務管理体制の整備に関する届出について、都道府県知事が届出先となっていた事業者のうち、指定又は許可を受けている事業所又は施設の全てが同一中核市に所在する事業者の届出先が、令和3年4月1日から中核市の長に変更となります。

令和3年4月1日を間近に迎え、指定又は許可を受けている事業所又は施設の全てが奈良市内にのみ所在する事業者におかれては、下記の点に留意して対応して頂くようお願いいたします。

記

- (1) 令和3年4月1日以降に提出される変更等の届出書類は、奈良市にご提出いただくこととなります。（※令和3年4月1日以降の届出書の様式等については、奈良市にお問い合わせいただきますようお願いいたします。）
- (2) 本件にかかる取扱い等については、奈良県公式ホームページ上（<http://www.pref.nara.jp/57995.htm>）に掲載しておりますので、ご確認ください。

[担当]

奈良県医療・介護保険局
介護保険課 介護事業係
TEL : 0742-27-8532